## ~ はらっ子自転車安全の日 ~

福岡市は毎月「8」のつく日を「二輪車・自 転車交通安全の日」に設定しています。

原校区では、今年度から「原校区自転車マ ナーアップ運動」を、地域の皆さんとともに 進めます。特に、毎月8日は、

「はらっ子自転車安全の日」

として、集中的に活動をおこないます。

「原校区白転車マナーアップ運動」に、 福岡工業高校の皆さんが生徒会を中心に 新学期から、

## 「リーディング・スクール」

として地域の先頭になって立ち上がって くれることになりました!

「リーディング・スクール」とは、原校区の みんなが自転車の安全利用を推進するため に、先導的にマナーアップに取り組もうと表 明していただいたものです。

その取り組みに、地域の私たちも一体となっ て活動しましょう。



安全人

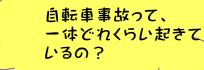
宝心を

な通安全だよい



自転車安全利用。,1~230 特集号。2015年4月1日発行

自転車事故って、 一体どれくらい起きて 原校区自治協議会 交通安全協力会 原公民館内 **2821-6414** 



## 平成26年に確認された自転車に関連した人身事故

	件数	死者数	傷者数
福岡県	6,324	17	6,283
福岡市	2,812	2	2,778
早良区	310	0	315
原交番	40	0	41

年少者が起こした自転車事故でも、 保護者に賠償金を要求されるらしい けで、一体いくら要求されるの?

*9,521* 万円

男子小学生(11歳)が、夜間帰宅途中に自転車で走 行中、歩道と車道の区別のない道路で、歩行中の女 性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害 を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地裁 2013.7.4 判決)

9,266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩 道から斜めに横断し、対向車線を自転車で直進して きた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大 な障害(言語機能の喪失等)が残った。

(東京地裁 2008.6.5 判決)

自転車の安全利用で、歩行者を事故から守ろう!



自転車の安全利用って、 いったいどんなこと?

自転車の利用者が、歩行者が安心して歩道や道路を歩けるように、 自転車走行のルールやマナーを守って、安全に通行することです。

- ★ 自転車は車道が原則(例外は、以下の場合)
  - ①13 歳未満の児童・幼児、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方
  - ②道路工事等で、安全のため、やむを得ない場合
  - ③道路標識等により、通行可とされている場合
- ★ 車道は左側を通行!
- 飲酒運転・二人乗り・並進・無灯火・信号無視・一時停止等の 違反は、危険で事故のもと!
- ★ スマホや携帯電話等の操作、傘さし運転は、危険ですから絶対に やめましょう!
- ★ 子どもは、必ずヘルメットを着用



みんなで 育てる







タイヤはすりへ っていないか、